

商品名	5年もの金利上乘せ定期預金
1. ご利用いただける方	個人のお客さま
2. お取扱対象	① 懸賞金付定期預金の満期元金・当選懸賞金 ② 第13回懸賞金付定期預金(平成19年)「5年もの優遇金利定期預金」の満期元金 ③ ①②はいずれも新たな資金による増額が可能です。
3. 預入期間	5年
4. 金額	20万円以上 1,000万円以下(1円単位)
5. 利率	固定金利 年0.5%(税引き後年0.4%)
6. 預入形態	(1)スーパー定期、スーパー定期 300 (2)自動継続不可、総合口座の取扱不可 (3)証書式と通帳式いずれも取扱可(ただし、自動継続・総合口座除く)
7. 利息の計算方法	(1)単利型 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 (2)複利型 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6カ月の複利計算
8. 利払方法	(1)単利型 中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 (2)複利型 満期日以後に一括してお支払いします。
9. 満期後の取扱い	満期日以後の利息は、解約または書替継続をした日における普通預金利率により計算します。
10. 中途解約	次の中途解約利率を適用させていただきます。 a. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 b. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×30% c. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×40% d. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×50% e. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×60% f. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×70% g. 3年以上4年未満 約定利率×80% h. 4年以上5年未満 約定利率×90%
11. 取扱期間	平成24年1月4日(水)~平成24年4月2日(月)

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>(1) 苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情は、当金庫営業日に営業店またはお客さま相談室(9時～17時、電話:089-946-1203)にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置</p> <p>愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申しいただくことも可能です。</p>
--------------------------	---